

宇治市監査委員公表第 17 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和 7 年 9 月 25 日

宇治市監査委員

池 上 哲 朗

松 岡 ゆかり

真 田 敦 史

- 1 監査の結果を公表した日
令和 7 年 9 月 1 9 日（宇治市監査委員公表第 1 5 号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 建設部 建設総務課

監査期間 令和7年5月1日～令和7年6月26日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	道路占用料及び水路使用料 収入状況について 調定の遅れが見受けられ た。適正な事務の執行に努め られたい。	再発防止に向け、課内へ事 例報告を行い、宇治市財務規 則に則して適正に処理するよ う、課員に周知を図りまし た。 この度の原因は、調定票と 納付通知書の決裁を切り分け て行っていたことで、現在 は、調定票と納付通知書の決 裁を同時に行う、または、納 付通知書の決裁の際に調定票 の写しを添付し、各決裁者毎 に確認を行っております。